

二十五 第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(事業の判定)</p> <p><u>46の3 - 1</u></p> <p>(農林業用の機械及び装置)</p> <p><u>46の3 - 2</u></p> <p>(農業用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>46の3 - 3</u></p> <p>(総収入金額)</p> <p><u>46の3 - 4</u></p> <p>.....<u>固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るもの</u>.....</p>	<p>(いわゆる変態現物出資による取得)</p> <p><u>46の3 - 1 措置法第46条の3第1項第1号イに規定する農用地の所有権又は使用収益権の出資による取得には、基本通達10 - 7 - 1に定める要件に該当し、かつ、法第51条第1項の規定の適用を受けるものが含まれるものとする。</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p><u>46の3 - 2</u></p> <p>(農林業用の機械及び装置)</p> <p><u>46の3 - 3</u></p> <p>(注) <u>器具及び備品のうち平成6年3月31日付農林水産省告示第607号別表に掲げるものについては同法第46条の3第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(農業用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>46の3 - 4</u></p> <p>(総収入金額)</p> <p><u>46の3 - 5</u></p> <p>.....<u>固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46の3 - 5措置法第65条の7第4項及び第12項.....並びに... </p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46の3 - 6 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 措置法第66条第1項.....</p> <p>(注)1 2</p> <p>(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)</p> <p>46の3 - 7固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割に よる移転に係るもの..... (1) (2) (3) (4)</p>	<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46の3 - 6措置法第65条の7第4項.....及び.....</p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46の3 - 7 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 法第51条第1項に規定する特定出資又は措置法第66条第1項..... </p> <p>(注)1 2</p> <p>(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)</p> <p>46の3 - 8固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの..... (1) (2) (3) (4)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5) 貸付金、預金、貯金又は有価証券から生ずる利子の額及び他の法人から受ける利益の配当、商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配、剰余金の分配若しくは資産の流動化に関する法律第102条第1項に規定する金銭の分配等又は証券投資信託の収益の分配の額（以下「利子配当等の額」という。）のうち伐木をした棚卸資産の譲渡に係る収入金額及び(1)から(4)までに掲げる収入金額の全部又は一部を貸付金、預金、貯金、有価証券等として運用することにより生ずるもの</p> <p>(注)</p> <p>（国の内外にわたって素材生産業を営む場合）</p> <p><u>46の3 - 8</u></p> <p>.....固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るもの.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>	<p>(5) 貸付金、預金、貯金又は有価証券から生ずる利子の額及び他の法人から受ける利益の配当、商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配の額（以下「利子配当等の額」という。）のうち伐木をした棚卸資産の譲渡に係る収入金額及び(1)から(4)までに掲げる収入金額の全部又は一部を貸付金、預金、貯金、有価証券等として運用することにより生ずるもの</p> <p>(注)</p> <p>（国の内外にわたって素材生産業を営む場合）</p> <p><u>46の3 - 9</u></p> <p>.....固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>